

# 昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金 改正のお知らせ

令和6年度から新築住宅建設補助金が増額となります。  
村内業者 100万円⇒200万円 村外業者 80万円⇒150万円

申請  
期間

令和6年

4月1日

～

令和11年

3月31日

新築住宅の引き渡しを受けた日から1年以内

補助  
金額

条 件	金 額
村内に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合	200万円
村外に本拠地を有する業者の施工による新築住宅の場合	150万円

参考

	R6 4/1	申請期間	R7 4/1
【例1】R6.4.1 完成(引渡)の場合	完成(引き渡し)	R6 4/1 補助金額 200万円又は150万円 【1年間】	R7 4/1
【例2】R5.7.1 完成(引渡)の場合	完成(引き渡し) R5 7/1	R6 4/1 補助金額 200万円又は150万円 【3ヶ月間】	R6 7/1

## 補助金交付要件

条件の一部を掲載しています。詳細は建設課 整備係までお問い合わせください。

- 世帯責任者(収入及び所得をもって世帯の生計を維持している者)による申請で、配偶者を有していること。
- 世帯責任者が所有し、家族との居住を目的に新たに建設された住宅であること。
- 世帯責任者が建設契約をし、住宅の所有者となっていること。
- 新築住宅の総面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。
- 申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。
- 世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。
- 本村に10年以上定住とすること。
- 簡易水道・農業集落排水(戸別浄化槽)事業に世帯責任者名義で加入していること。
- 居住する世帯員に村税等の滞納がないこと。

【お問い合わせ先】昭和村役場 建設課 整備係 Tel: 0278-25-3421